

平成28年9月30日
自動車局旅客課

訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間を延長します ～急増する訪日外国人旅行者の受入環境整備について～

国土交通省は、増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域を設定する措置を平成28年9月末まで講じているところですが、最近の需要動向を踏まえ、設定期間を来年3月末まで延長します。

訪日外国人旅行者は、平成28年においても増加しているところです。このため、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応することを目的として、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域について、平成29年度3月末まで設定できることといたします。

なお、臨時営業区域を設定している貸切バス事業者は420社（6,894両）で、当該措置による輸送人員は累計で約150万人となっております（数値はいずれも本年8月末現在）。

【制度概要】

1. 対象事業者

日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受け、かつ、法令遵守の点で問題のない事業者

2. 臨時営業区域として設定できる範囲

- ① 営業所が所在する県を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）
- ② 運輸局の管轄区域に関わらず、営業所が所在する県に隣接する県

3. 対象旅客

訪日外国人旅行者

4. 設定期間

平成29年3月末まで

※既に平成28年9月末までを期限として当該措置の認可を受けている事業者については、期限を来年3月まで延長します。（認可申請は不要）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 黒岩 鈴木 吉見

Tel : 03-5253-8111（内線 41-224,41-252）

Tel(直通) : 03-5253-8568

Fax : 03-5253-1636